○沖縄振興特別措置法

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一~八 (略)

- 九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。
- 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(高度情報通信ネットワークの利用、情報通信技術を用いた情報の活用その他の方法により事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品若しくは当該鉱工業品の生産に係る技術の活用又は環境への負荷の低減を図るための再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第七十九条第二項において同じ。)の利用その他エネルギーの供給に関する技術若しくは設備の導入により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。第三十五条の三及び第三十六条において同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

十一~十五(略)

(産業イノベーション促進計画の作成等)

- 第三十五条 沖縄県知事は、基本方針に即して、産業のイノベーション(産業高度化・事業革新促進 事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経 済社会の大きな変化をいう。次項及び第四十条において同じ。)を促進するための計画(以下「産 業イノベーション促進計画」という。)を定めることができる。
- 2 産業イノベーション促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における産業のイノベーションの促進が相当程度図られると見込まれる地域であって、産業のイノベーションの促進を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下この節において「産業イノベーション促進地域」という。)の区域
 - 三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進するため沖縄県が産業イノベーション 促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容
 - 四 前号の措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果
 - 五 第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項
- 3 沖縄県知事は、産業イノベーション促進計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 沖縄県知事は、産業イノベーション促進計画を定めたときは、これを公表するとともに、主務大 臣に提出しなければならない。
- 5 主務大臣は、前項の規定により産業イノベーション促進計画の提出があった場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 6 主務大臣は、第四項の規定により提出された産業イノベーション促進計画が基本方針に適合して いないと認めるときは、沖縄県知事に対し、これを変更すべきことを求めることができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、産業イノベーション促進計画の変更について準用する。(産業イノベーション促進計画の実施状況の報告等)
- 第三十五条の二 沖縄県知事は、前条第四項の規定により提出した産業イノベーション促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出をしたときは、その変更後のもの。以下この節において「提出産業イノベーション促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、主務大臣に報告するものとする。
- 2 主務大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、

相当の期間を定めて、その改善のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、前項の期間が経過した後においてもなお前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、沖縄県知事に対し、提出産業イノベーション促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

- 第三十五条の三 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域 内において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度 化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置(以下この節において「産業高度化・事業 革新措置」という。)を実施する者は、提出産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・ 事業革新措置の実施に関する計画(以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」と いう。)を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を 申請することができる。
- 2 産業高度化・事業革新措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標
 - 二 産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間
 - 三 産業高度化・事業革新措置の実施体制
 - 四 産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 3 産業高度化・事業革新措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その産業高度化・事業革 新措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするもの とする。
 - 一 提出産業イノベーション促進計画に適合するものであること。
 - 二 産業高度化・事業革新措置を実施することが当該区域における産業高度化又は事業革新を図る ために有効かつ適切なものであること。
 - 三 産業高度化・事業革新措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る産業 高度化・事業革新措置実施計画の概要を公表するものとする。
- 6 第四項の認定を受けた者(以下この節において「認定事業者」という。)は、当該認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。
- 8 沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画(第六項の 規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定産業高度化・ 事業革新措置実施計画」という。)に従って産業高度化・事業革新措置を実施していないと認める ときは、その認定を取り消すことができる。
- 9 沖縄県知事は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定産業高度化・事業革新措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 10 沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況の報告)

第三十五条の四 認定事業者は、主務省令で定めるところにより、認定産業高度化・事業革新措置 実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

(課税の特例)

第三十六条 提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内に おいて認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事 業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(当該認定事業者が認定産業高度化・事業

革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置が当該区域における産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十七条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者(前条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

○沖縄振興特別措置法施行令

(産業高度化・事業革新促進事業)

- 第四条 法第三条第十号に定める業種は、次のとおりとする。
 - 一 機械修理業
 - 二 デザイン業
 - 三 機械設計業
 - 四 経営コンサルタント業
 - 五 エンジニアリング業
 - 六 非破壊検査業
 - 七 自然科学研究所
 - 八 電気業(沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令で定める施設又は設備を提出産業イノベーション促進計画(法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画をいう。次号において同じ。)に定められた産業イノベーション促進地域(法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域をいう。以下同じ。)の区域内において設置して行うものに限る。)
 - 九 ガス供給業(提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内においてガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第四項第二号イに規定する液化ガス貯蔵設備(同条第九項に規定するガス製造事業の用に供するもの及びガスを供給する事業を営む者から車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)による移動以外の方法でガスを受け入れるものを除く。)に液化天然ガスを貯蔵し、当該液化ガス貯蔵設備から製造業その他の事業を行う者に対し、その需要に応じ天然ガスを供給するものに限る。)
 - 十 商品検査業
 - 十一 計量証明業
 - 十二 研究開発支援検査分析業
- ○沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を 定める省令
 - (法第三十七条に規定する総務省令で定める場合)
- 第三条 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当 該各号に定める場合とする。
 - 一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この

条において「提出日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した認定事業者(法第三十六条に規定する認定事業者をいう。第三号において同じ。)(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

- イ 租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適 用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活 用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの
- ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの
- 二 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
- 三 固定資産税 提出日から令和七年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した認定事業者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 第一号イに掲げるもの

ロ イに掲げるもののほか、機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

○租税特別措置法

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第十二条

事業者	区域	事業	資産	割合
一 沖縄振興特	同法第三十五条の二	製造業その他政	機械及び装置、器具及	百分の三十四
別措置法第三	第一項に規定する	令で定める事業	び備品、建物及びその	(建物及びその
十六条に規定	提出産業イノベー		附属設備並びに構築	附属設備並びに
する認定事業	ション促進計画に		物のうち、政令で定め	構築物について
者	定められた同法第		るもの	は、百分の二十)
	三十五条第二項第			
	二号に規定する産			
	業イノベーション			
	促進地域の区域			
	二 (略)			
	三 (略)			
	四 (略)			

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第四十五条

事業者	区域	事業	資産	割合
一 沖縄振興特	同法第三十五条の二	製造業その他政	機械及び装置、器具及	百分の三十四
別措置法第三	第一項に規定する	令で定める事業	び備品、建物及びその	(建物及びその
十六条に規定	提出産業イノベー		附属設備並びに構築	附属設備並びに
する認定事業	ション促進計画に		物のうち、政令で定め	構築物について
者	定められた同法第		るもの	は、百分の二十)
	三十五条第二項第			
	二号に規定する産			
	業イノベーション			
	促進地域の区域			
	二 (略)			
	三 (略)			
	四 (略)			

○租税特別措置法施行令

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第六条の三 (略)

- 2 法第十二条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。
 - 一 法第十二条第一項の表の第一号及び第二号の第三欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模 のもの
 - イ 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。以下この項及び第十項において同じ。)で、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の取得価額(同令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。)の合計額が千万円を超えるもの
 - ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第十二条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる事業に あつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を 超えるもの
 - 二 (略)
- 3 法第十二条第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。
 - 一 法第十二条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当する個人 当該個人の沖縄振 興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載 された減価償却資産
 - 二、三(略)
- 4 法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業及び沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)第四条第九号に掲げるガス供給業(次項において「ガス供給業」という。)とする。
- 5 法第十二条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置(ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス 貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。)、構築物(液化したガスを貯蔵し、又 は利用するためのもの(製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。)で財務省令で定めるものに限る。)並びに次に掲げるものとする。
 - 一 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品
 - イ 製造業及び自然科学研究所に属する事業 次に掲げる器具及び備品
 - (1) 専ら開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されて

いる技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)の用に供される器 具及び備品として財務省令で定めるもの

- (2) 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品
- ロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品
- 二 工場用の建物及びその附属設備(ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。) 並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備
 - イ 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
 - ロ 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
 - ハ 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備
 - ニ デザイン業 事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備
 - ホ 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物及びその附属設備

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十八条の九 (略)

- 2 法第四十五条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に 掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。
 - 一 法第四十五条第一項の表の第一号及び第二号の第三欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの
 - イ 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。以下この項及び第十項において同 じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲 げるものに限る。以下この条において同じ。)の取得価額(同令第五十四条第一項各号の規定 により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。)の合計額が千万円を超えるもの
 - ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる事業 にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円 を超えるもの

二 (略)

- 3 法第四十五条第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に 掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。
 - 一 法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の沖縄振 興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載さ れた減価償却資産

二、三(略)

- 4 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第八号に掲げる電気業(次項第一号イにおいて「電気業」という。)及び同条第九号に掲げるガス供給業(次項において「ガス供給業」という。)とする。
- 5 法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置(ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。)、構築物(液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの(製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。)で財務省令で定めるものに限る。)並びに次に掲げるものとする。
 - 一 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品
 - イ 製造業、自然科学研究所に属する事業及び電気業 次に掲げる器具及び備品
 - (1) 専ら開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)の用に供される器 具及び備品として財務省令で定めるもの
 - (2) 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品
 - ロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品
 - 二 工場用の建物及びその附属設備(ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。)

並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備

- イ 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
- ロ 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
- ハ 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備
- ニ デザイン業 事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備
- ホ 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物及びその附属設備

○租税特別措置法施行規則

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

- 第五条の十三 施行令第六条の三第五項に規定する財務省令で定める機械及び装置は、ガス業用設備に属する機械及び装置のうち、沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備(次項において「液化ガス貯蔵設備」という。)及びこれと一体として設置されるものとする。
- 2 施行令第六条の三第五項に規定する財務省令で定める構築物は、ガス貯槽(液化ガス貯蔵設備に 該当するものに限る。)及び液化天然ガスを利用するために当該ガス貯槽と一体として設置される 送配管とする。
- 3 施行令第六条の三第五項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イ(1) に規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第六の上欄に掲げ る器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。
- 4 施行令第六条の三第五項第一号イ(2)及び法第十二条第一項の表の第三号の第四欄に規定する 財務省令で定める器具及び備品は、次に掲げるものとする。
 - 一 電子計算機(計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。)のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用ビットを除く。)が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置(入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。)、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置(無線用のものを含む。)又は電源装置を含む。)
 - 二 デジタル交換設備(専用電子計算機(専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。次号において同じ。)により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置(当該交換するための機能を制御するものに限る。)、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む。)
 - 三 デジタルボタン電話設備(専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従つてデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む。)
 - 四 I Cカード利用設備 (I Cカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用の I Cカードリーダライタ、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。)

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

第二十条の四

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる ものとする。
 - 一 電子計算機(計数型の電子計算機(主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有する ものに限る。)のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量(検査用 ビットを除く。)が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時

に設置する附属の入出力装置(入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。)、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置(無線用のものを含む。)又は電源装置を含む。)

- 二 デジタル交換設備(専用電子計算機(専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。次号において同じ。)により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置(当該交換するための機能を制御するものに限る。)、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む。)
- 三 デジタルボタン電話設備(専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従つてデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む。)
- 四 I Cカード利用設備 (I Cカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を 行うもので、これと同時に設置する専用の I Cカードリーダライタ、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。)

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

- 第二十条の十六 施行令第二十八条の九第五項に規定する財務省令で定める機械及び装置は、ガス 業用設備に属する機械及び装置のうち、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガ ス貯蔵設備(次項において「液化ガス貯蔵設備」という。)及びこれと一体として設置されるもの とする。
- 2 施行令第二十八条の九第五項に規定する財務省令で定める構築物は、ガス貯槽(液化ガス貯蔵設備に該当するものに限る。)及び液化天然ガスを利用するために当該ガス貯槽と一体として設置される送配管とする。
- 3 施行令第二十八条の九第五項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イ(1) に規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に 掲げる固定資産に限る。)とする。
- 4 施行令第二十八条の九第五項第一号イ(2)及び法第四十五条第一項の表の第三号の第四欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条の四第三項各号に掲げるものとする。